

# 札幌市文化芸術創造活動支援事業補助金交付要綱

令和6年6月6日

市民文化局長決裁

(趣旨)

第1条 札幌市文化芸術創造活動支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 文化芸術活動の現場に深く関わり、アーティスト等の現状やニーズを詳細に把握している事業者等が、アーティストのステップアップや文化芸術活動をまちづくり・商業・観光・教育・福祉・科学・環境問題など異なる分野とつなぐことを目指す事業を補助することで、札幌市における文化芸術の継続・発展とまちの力の向上に寄与することを目的とする。

(交付の対象となる事業)

第3条 この要綱により補助金を交付する事業（以下「補助事業」という。）は、前条に掲げる目的に合致し、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 新たな創造活動へのチャレンジに対する支援

アーティストの新しいチャレンジや、地域の文化芸術の発展を担う人材の育成に対して支援を行う取組

(2) 文化芸術活動の領域拡大につながる社会連携

文化芸術活動をまちづくり・商業・観光・教育・福祉・科学・環境問題などの異なる分野とつなぎ、文化芸術の領域を広げるとともに、地域社会にも文化芸術が生み出す新しい可能性や価値をもたらす社会連携の取組

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は補助事業としない。
- (1) 政治又は宗教の普及宣伝等を目的とする事業
  - (2) この要綱による補助金のほかに、札幌市、札幌市が出資する公的団体又は札幌市が構成団体の一つとなっている団体からの補助金、助成金等の交付を受ける事業
  - (3) その他、公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると札幌市長が判断する事業

(交付の対象となる者)

第4条 この要綱による補助金の交付の対象となる者(以下「補助事業者」という。)は、団体又は個人事業主のうち、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者とし、かつ、補助事業を主体的に実施し、これに要する経費を負担する者とする。

区分	対象となる者
新たな創造活動へのチャレンジに対する支援	札幌市内を活動の拠点としている者
文化芸術活動の領域拡大につながる社会連携	札幌市内で行う活動について応募する者

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助事業者としない。
- (1) 国又は地方公共団体が基本金その他これに準ずる資金を出資する団体
  - (2) 政治活動又は宗教活動を目的とする者
  - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団
  - (4) 法人その他の団体の代表者、役員、使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)に該当する者がある者
  - (5) 市区町村税を滞納している者

(交付の対象となる経費及び補助金の額)

第5条 交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業を実施するために必要な経費のうち、別表に定めるものとする。

2 補助金の交付額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる限度額のうち、予算の範囲内で札幌市長が決定する。

区分	限度額
新たな創造活動へのチャレンジに対する支援	300万円
文化芸術活動の領域拡大につながる社会連携のうちアーティスト公募を伴うもの	200万円
文化芸術活動の領域拡大につながる社会連携のうちアーティスト公募を伴わないもの	100万円

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、札幌市文化芸術創造活動支援事業補助金交付申請書（様式1）に関係書類を添えて、別に定める期限までに札幌市長に提出しなければならない。

（補助事業の選考）

第7条 札幌市長は、前条の申請書の提出があった場合には、補助事業の選考に当たり、札幌市附属機関設置条例（平成26年条例第43号）第2条第1項及び別表2の規定に基づく札幌市文化芸術創造活動支援事業選定委員会に諮問することとする。

2 前項の選定委員会は、同項の規定による諮問に応じて審議を行い、札幌市長へ答申をするものとする。

（補助金の交付決定）

第8条 札幌市長は、前条第2項に規定する選定委員会による答申を踏まえ、補助金の交付決定を行うものとする。

2 札幌市長が前項の規定に基づき補助金の交付決定を行うときは、本要綱の規定に従うことのほか補助金の適正な執行に必要な条件を付することができる。

3 札幌市長が第1項の規定に基づき補助金の交付を決定したときは、その決定内容及びこれに条件を付した場合はその条件を申請者に対し、札幌市文化芸術創造活動支援事業補助金交付決定通知書（様式2）により通知するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 補助事業者は、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に札幌市文化芸術創造活動支援事業補助金交付申請取下書（様式3）を札幌市長に提出しなければならない。

（補助金の適正かつ効率的な執行）

第10条 補助事業者は、法令の定め並びに本要綱、第8条の交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づく札幌市長の処分等に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。本要綱による補助金を補助事業以外の用途に使用してはならない。

2 補助事業者は、補助事業の遂行に必要な契約を締結し、又は支払いを行う場合には、公正かつ最小の費用で最大の効果を上げ得るよう、経費の効率的使用に努めなければならない。

（計画変更の承認等）

第11条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ札幌市文化芸術創造活動支援事業計画変更承認申請書（様式4）を札幌市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（1） 補助対象経費の総額を変更しようとするとき。ただし、補助対象経費総額の20パーセント以内の変更はこの限りでない。

（2） 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更については報告をもって代えることができるものとする。

2 札幌市長は、前項の規定による申請を承認又は不承認とすることを決定したときは、札幌市文化芸術創造活動支援事業計画変更決定通知書（様式5）により、申請者に通知するものとする。

3 札幌市長は、前項の承認をする場合において必要と認められる場合は、第8条の交付決定の内容を変更し、又は条件を付すものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第12条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、札幌市文化芸術創造活動支援事業補助事業中止・廃止承認申請書(様式6)を札幌市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の取消等)

第13条 次の各号のいずれかに該当する場合、札幌市長は第8条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 前条に定める補助事業の中止又は廃止の申請があった場合
- (2) 補助事業者が、本要綱、補助金の交付決定の内容若しくは法令、告示若しくは本要綱に基づく札幌市長の定め又は処分、命令若しくは指示に違反した場合
- (3) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の目的に使用した場合
- (4) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合
- (5) 天災地変その他交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (6) 補助対象事業において利益を上げた場合

2 前項の規定は、第18条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 札幌市長は、第1項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(事業遅延の届出)

第14条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに札幌市文化芸術創造活動支援事業補助事業遅延届(様式7)を札幌市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助事業の状況報告及び調査等)

第15条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出の状況について、札幌市長の要求があったときは速やかに札幌市文化芸術創造活動支援事業補助事業状況報告書(様式8)を札幌市長に提出しなければならない。

2 札幌市長は、補助事業の適正な遂行を確保するため必要があるときは、その事務所等に立ち入り、帳簿書類等の調査又は関係者への聴取をすることができる。

(補助事業の遂行の命令等)

第16条 札幌市長は、前条に基づく補助事業の報告、調査等により、その者の補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命じるものとする。

2 札幌市長は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

3 札幌市長は、前項の規定により補助事業の一時停止を命ずる場合において、補助事業者が補助金の交付の決定の内容又はこれに適合するための措置を指定する期日までにとらない場合、第13条第1項第2号の規定により補助金の交付の全部又は一部を取り消す旨を明らかにしなければならない。

(補助事業の実績報告)

第17条 補助事業者は、補助事業が完了(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)したときは、完了の日(補助事業の廃止の承認を受けたときは当該承認の日)から30日を経過した日又は完了の日の属する年度の3月7日のいずれか早い日までに札幌市文化芸術創造活動支援事業実績報告書(様式9)を札幌市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、実績報告書の提出期限について札幌市長の別段の承認を受けたときは、その期限によることができるものとする。

(補助金の額の確定)

第18条 札幌市長は、前条第1項の規定により提出された実績報告書の内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が第8条の交付決定の内容（第11条に基づく承認をした場合はその承認の内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、札幌市文化芸術創造活動支援事業補助金額確定通知書（様式10）により補助事業者へ通知するものとする。

2 前項の確定通知書に記載する補助金の確定額は、第8条の交付決定による補助金の額と補助対象経費の実支出額のいずれか低い額とする。

（是正のための措置）

第19条 札幌市長は、第17条の規定による補助事業の完了（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）に係る実績報告書の提出があった場合において、補助事業の実績が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して命ずることができる。

（補助金の交付方法）

第20条 札幌市長は、補助事業の完了後、第18条の規定により確定した補助金の額を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業者の申し出に基づき、補助事業の性質上、当該事業の完了前に補助金を交付することが適切と札幌市長が認めるときは、事前に概算額を交付することができるものとする。ただし、概算額の交付は、1事業につき1回までとし、交付決定額の60%を概算額による交付の上限とする。

3 前項の場合において、補助事業者は札幌市文化芸術創造活動支援事業概算金精算書（様式11）により概算額の交付を受けた補助金の精算を行うものとする。

4 前項に規定する精算があったときは、札幌市長は、第18条の規定により確定した補助金の額が既に交付した額を超えるときは、確定した額に対する不足額を交付し、第18条の規定により確定した補助金の額が既に交付した額に満たないときは、期限を定めてその満たない額の返還を命ずるものとする。

（補助金の経理）

第21条 補助事業者は、補助事業に係る経理について、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を帳簿によって明らかにしておくとともに、当該帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(名称等の変更)

第22条 補助事業者が、名称、法人格、住所又は代表者を変更した場合は、遅滞なくそれを証する書類を添付して、札幌市文化芸術創造活動支援事業補助事業者名称等変更届(様式12)を札幌市長に提出しなければならない。

(電磁的方法による提出)

第23条 補助事業者は、本要綱の規定に基づく申請、届出、報告その他札幌市に提出するものについては、電磁的方法により行うことができるものとする。

2 札幌市長は、本要綱の規定に基づく通知、承認、指示又は命令(以下「通知等」という。)について、補助事業者が書面による通知等を受けることを予め求めた場合を除き、電磁的方法により通知等を発出することができる。

(協議)

第24条 本要綱に定めのない事項については、札幌市と補助事業者との協議により、都度決定する。

附 則(令和6年6月6日市民文化局長決裁)

この要綱は、令和6年6月6日から施行する。

附 則(令和7年2月7日市民文化局長決裁)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

## 別表

費目		内訳
人件費	給与	補助事業に従事した従業員（継続的に雇用する人員）に対する給与、通勤手当、事業者負担分の法定福利費 ※時間外手当は除く。
	雑給	補助事業の実施のため一時的に雇用するアルバイト・パート等に支払う賃金
	報償費	セミナー・シンポジウム等の講師謝金、必要な知識、情報を得るために開く有識者委員会への謝金等
	旅費	補助事業の実施に直接必要な下記の経費  1. 航空運賃 往復割引額を上限とする実費額 ※ビジネスクラス等の特別料金は対象としない。 2. 鉄道賃 JR、私鉄、地下鉄などの実費額 ※特別急行料金、座席指定料、新幹線料金は区間距離100km以上の場合に限る。 ※グリーン席等の特別料金は対象としない。 3. 車賃 ・バス及びモノレールにあつては実費額 ・自家用車及びレンタカー利用については、公共交通機関の利用が困難な特別の事情がある場合に限り認める。 ・タクシー、ハイヤーの利用は補助対象としない。 4. 船賃 乗船料金の実費額 5. 宿泊費 宿泊施設等における室料の実費額 ※一般的なビジネスホテル程度の料金を上限とし、社会通念上、必要最低限を超えると判断される室料等は補助対象としない。
助成金	支給対象となるアーティストの創作・発表等を支援するため交付する助成金等	
技能の提供に係る費用	出演費	舞踊家・俳優等出演料、エキストラ料、助演料、指揮料、演奏料等
	音楽費	作曲料、編曲料、作詞料、訳詞料、音楽制作料、音楽編集料、調律料、楽器借料、楽譜借料、写譜料、楽譜制作料等
	文芸費	企画制作料、演出料、監修料、振付料、舞台監督料、音響・照明プラン料、演出等助手料、著作権使用料、舞台美術・衣装等デザイン料、脚本料、翻訳料、字幕制作費、原稿料、原作料等
場所・環境の整備に係る費用	舞台費	大道具費、小道具費、衣装費、かつら費、メイク費、履物費、照明費、音響費、字幕費、舞台スタッフ費、機材借料、舞台設営費等
	運搬費	道具運搬費、楽器運搬費、作品運搬費等
	作品借料	作品借料、作品保険料等
	会場費	会場使用料(付帯設備費を含む)、会場設営費、会場撤去費等

## 別表

消耗品費	1品あたり10万円未満の消耗品の購入に係る費用 ※10万円未満の物品のうち、事業終了後の継続的な使用や換金が可能な物品は補助対象としない。 ※飲食に係る費用、懇親会や打ち上げに係る費用などは補助対象としない。
通信費	通信費、郵送料
雑役務費	広告宣伝費、入場券等販売手数料、立看板費、印刷製本費、傷害保険料、請負費など、特定のサービスの提供に係る費用
委託費	本来、補助事業者が行うべき業務の一部または全部を適当な他事業者に委託する場合の費用（委託先における人件費等を積算を含む。）

様式1

令和 年（ 年） 月 日

市 長 名

住所（所在地）

〒

補助事業者

代表者氏名

令和 年度札幌市文化芸術創造活動支援事業 補助金交付申請書

標記補助金の交付を希望しますので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 申請事業名

2 支援テーマ

3 交付申請額

4 事業の実施期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

5 事業実施計画

別添のとおり

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

札文振第 号  
年 ( 年) 月 日

(補助事業者名) 様

札幌市長 秋元 克広

令和 年度札幌市文化芸術創造活動支援事業 補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった札幌市文化芸術創造活動支援事業に係る補助金については、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助の目的及び対象となる事業

(補助事業名)

- 2 補助対象経費及び補助金の額は次のとおりとする。ただし、補助事業の内容の変更により補助対象経費が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助対象経費 金 \_\_\_\_\_円

補助金の額 金 \_\_\_\_\_円

- 3 補助金は事業終了後、確定された金額を請求により交付する。請求の際には本書の写を添付すること。

- 4 補助金の確定額は、第2項の補助対象経費の実支出額（債務の確定した支出予定額を含む。）の合計額又は補助金の額（変更されたときは、変更後の額とする。）のいずれか低い額とする。

- 5 この補助金の交付の対象となる事業期間は 年 月 日から 年 月 日までとする。

- 6 補助条件は次のとおりとする。

\_\_\_\_\_

- 7 補助事業者は、札幌市文化芸術創造活動支援事業補助金交付要綱の規定に従わなければならない。

- 8 市長が必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により随時状況の調査を行い、又は必要事項について報告させることがある。

様式3

年（       年）   月   日

市   長   名

住所（所在地）

〒

補助事業者

代表者氏名

令和   年度札幌市文化芸術創造活動支援事業 補助金交付申請取下書

年   月   日付で補助金の交付決定を受けた札幌市文化芸術創造活動支援事業  
について、札幌市文化芸術創造活動支援事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、補  
助金の交付の申請を下記のとおり取り下げます。

記

- 1 補助事業名
  
- 2 交付決定通知書の受領年月日  
年   月   日
  
- 3 補助金の交付の申請の取下げを希望する理由

様式4

年（       年）   月   日

市   長   名

住所（所在地）

〒

補助事業者

代表者氏名

令和   年度札幌市文化芸術創造活動支援事業   計画変更承認申請書

年   月   日付札文振第       号で補助金の交付の決定を受けた補助事業  
について、下記のとおり事業の内容を変更したいので、承認されますよう札幌市文化芸術創造活動支援事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき申請します。

記

補助事業名	
変更となる内容	
変更する理由	

添付書類

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式5

札文振第 号  
年 ( 年) 月 日

(補助事業者名) 様

市 長 名

令和 年度札幌市文化芸術創造活動支援事業 計画変更決定通知書

年 月 日付で承認申請のあった札幌市文化芸術創造活動支援事業に係る事業計画の変更について、札幌市文化芸術創造活動支援事業補助金交付要綱第11条に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します。

#### 記

- 1 補助事業名
- 2 決定内容  
承認・不承認
- 3 決定理由
- 4 補助条件 (承認の場合のみ)

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

年（        年）    月    日

市    長    名

住所（所在地）

〒

補助事業者

代表者氏名

令和    年度札幌市文化芸術創造活動支援事業    補助事業中止・廃止承認申請書

年    月    日付札文振第        号で補助金の交付の決定を受けた補助事業  
について、下記のとおり中止・廃止したいので、承認されますよう札幌市文化芸術創造活  
動支援事業補助金交付要綱第12条の規定に基づき申請します。

記

補助事業名	
中止・廃止をする理由	
申請時点の事業実施 状況	

年（       年）   月   日

市   長   名

住所（所在地）

〒

補助事業者

代表者氏名

令和   年度札幌市文化芸術創造活動支援事業   補助事業遅延届

年   月   日付札文振第   号で補助金の交付の決定を受けた補助事業について、下記のとおり所定の期間内に終わることが困難となりましたので、札幌市文化芸術創造活動支援事業補助金交付要綱第14条の規定に基づき届出ます。

記

補助事業名	
当初計画における 補助事業の実施期間	年   月   日～   年   月   日
遅延する理由	
事業の実施状況及び 遅延に対する措置	

市長 名

住所(所在地)

〒

補助事業者

代表者氏名

令和 年度札幌市文化芸術創造活動支援事業 補助事業状況報告書

年 月 日付札文振第 号で補助金の交付の決定を受けた補助事業の実施状況等について、札幌市文化芸術創造活動支援事業補助金交付要綱第15条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

補助事業名		
当初計画における 補助事業の実施期間	年 月 日～ 年 月 日	
補助事業の実施状況		
補助事業に要する経費 の状況	予算額 円	支出済額 円
	備考	

添付書類

年（       年）   月   日

市   長   名

住所（所在地）

〒

補助事業者

代表者氏名

令和   年度札幌市文化芸術創造活動支援事業   実績報告書

年   月   日付札文振第       号で補助金の交付の決定を受けた補助事業  
の実施実績について、札幌市文化芸術創造活動支援事業補助金交付要綱第17条の規定  
に基づき下記のとおり報告します。

記

補助事業名	
補助事業の実施期間	年   月   日～   年   月   日
事業の実施実績	

添付書類

- (1) 収支決算書（経費明細書等を含む。）
- (2) 支出証拠書類（契約書、領収書等）
- (3) 事業の成果物（広報物、新聞記事等）
- (4) その他

様式10

札文振第 号  
年 ( 年) 月 日

(補助事業者名) 様

市 長 名

令和 年度札幌市文化芸術創造活動支援事業 補助金額確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった補助事業については、札幌市文化芸術創造活動支援事業補助金交付要綱第18条の規定に基づき、下記のとおり補助金の額を確定します。

記

確定額 円

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式 1 1

経理担当課			主務課		
課長	係長	係	課長	係長	係

令和 年度札幌市文化芸術創造活動支援事業 概算金精算書

補助事業名	
概算金受領月日	年 月 日
概算金額（受領額）	円
補助金額（確定額）	円
返納金額	円
補助不足額	円

上記のとおり精算いたします。

年 月 日

補助事業者  
代表者氏名

市長 名

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

年 (        年)        月        日

市 長 名

住所 (所在地)

〒

補助事業者

代表者氏名

令和    年度札幌市文化芸術創造活動支援事業 補助事業名称等変更届

年    月    日付札文振第            号で補助金の交付の決定を受けた補助事業  
の実施主体について、下記のとおり変更がありましたので、札幌市文化芸術創造活動支  
援事業補助金交付要綱第 2 3 条の規定に基づき届出ます。

記

補助事業名	
交付決定時点の 補助事業者名 ・代表者氏名 住所 (所在地)	
変更発生年月日	年    月    日
変更の内容	
変更の理由	

添付書類